

令和8年度  
羽生市水道水質検査計画

羽 生 市 水 道 事 業

羽生市まちづくり部水道課

## 目 次

1.	基本方針	1
2.	羽生市水道事業の概要	1
3.	浄水及び原水の水質状況	1
4.	採水地点	2
5.	検査項目と検査頻度	2
6.	水質検査の方法	2
7.	臨時の水質検査	3
8.	水質検査計画及び検査結果の公表方法	3
9.	水質検査計画の見直し	3
10.	水質検査結果の評価	3
11.	関係機関との連携	3
12.	水質検査の精度と信頼性保証	4

## 1. 基本方針

水質検査は、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

羽生市水道課では、市民の皆様安心して水道水をお使いいただけるよう、水道水質検査計画を策定しましたので、これを公表します。

## 2. 羽生市水道事業の概要

(1)羽生市水道事業の概要は下表のとおりです。

(令和7年末現在)

区 分	内 容
給 水 区 域	羽生市内(58.61 km <sup>2</sup> )
計 画 給 水 人 口	61,000 人
現 在 給 水 人 口	53,480人
配 水 能 力	35,000 m <sup>3</sup> /日
一 日 最 大 配 水 量	25,827m <sup>3</sup>
一 日 平 均 配 水 量	22,085m <sup>3</sup>
一 人 一 日 平 均 配 水 量	413 リットル

(2)浄水場、配水場施設の概要は下表のとおりです。

名 称	第1浄水場	第2浄水場	中岩瀬配水場
所 在 地	南5丁目	下羽生	中岩瀬
水 源	地下水 (1~3号井戸)	地下水 (4~9号井戸) 県水受水※	県水受水※
処 理 方 式	急速ろ過	急速ろ過	—
配 水 能 力 (m <sup>3</sup> /日)	4,000	20,000	11,000

※埼玉県営水道用水供給事業(行田浄水場)からの浄水の供給

## 3. 浄水及び原水の水質状況

(1)浄水の水質状況

浄水(水道水)は水質基準を全て満たしており、安全で良質な水道水をお届けしています。

## (2)原水の水質状況

市内9水源(井戸)では地質由来の鉄、マンガンが含まれているため、除鉄除マンガン装置によりこれらを除去し、適切な浄水処理を行っています。

## 4. 採水地点

### (1)浄水

浄水の採水地点は、第1浄水場、第2浄水場、中岩瀬配水場、キヤッセ羽生、新郷公民館、上川崎公園、斎場、市役所の給水栓で採水します。

### (2)原水

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、市内全井戸(9か所)から採水します。

## 5. 検査項目と検査頻度

### (1)浄水

#### ア)水質基準項目(表1)

水道法により検査が義務付けられている水質基準項目(52項目)について、表1のとおり検査を行います。項目によって異なりますが、基本的には毎月1回と年4回(概ね3か月毎)とに分けられます。

#### イ)水質管理目標設定項目(表2)

水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性のあるなど水質管理上留意すべき項目について、第2浄水場において年2回検査を行います。

#### ウ)要検討項目及び放射性物質

毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の理由から、水質基準及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目の中からダイオキシン類について、第1浄水場、第2浄水場において年1回検査を行います。

また、水道水の安全を確認するため、放射性物質について、第1浄水場、第2浄水場において年4回検査を行います。

#### エ)毎日検査項目

色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)、pH値、臭気の5項目は、第1浄水場、第2浄水場、中岩瀬配水場において毎日1回検査を行います。

併せて、キヤッセ羽生、新郷公民館、上川崎公園、斎場、市役所の5か所に設置した自動水質監視装置で連続的に測定します。

## (2)原水

### ア)水質基準項目(表1)

原水は、水質基準項目から消毒副生成物と味を除いた40項目について、表1のとおり年1回検査を行います。

また、クリプトスポリジウムに係る指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を年4回行います。

### イ)水質管理目標設定項目(表2)

水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があると水質管理上留意すべき項目について、8号井において年2回検査を行います。

## 6. 水質検査の方法

### (1)自己検査(毎日検査)

色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)、pH値、臭気の毎日検査項目については、自動水質監視装置による測定又は浄水場の運転管理委託業者に委託します。

### (2)委託検査

毎日検査以外の検査は、すべて水道法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関に委託して検査します。

## 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合に実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画及び水質検査結果は、水道課で閲覧できるほか、羽生市ホームページに掲載します。

## 9. 水質検査計画の見直し

水質検査の結果や需要者の意見、国や県の助言、指導などを検討して、調査地点、調査回数、調査項目等について、毎年見直しを行います。

## 10. 水質検査結果の評価

本年度水質検査を行った項目について、異常があるか、特に異常がないかの評価は水質基準値の適合判定で評価します。

## 11. 関係機関との連携

水質汚染事故が発生した場合には、国、県及び近隣自治体等の関係機関と連携し、迅速に対策を講じます。

## 12. 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性を保証するには、適正な水質検査を実施し精度に十分配慮することが必要です。

そのため、委託している検査機関に対して内部精度管理と外部精度管理の報告を求め、信頼性保証に努めます。

### 【問い合わせ先】

羽生市まちづくり部水道課

〒348-0026 羽生市大字下羽生134番地

TEL 048-561-0969

E-mail [suidou@city.hanyu.lg.jp](mailto:suidou@city.hanyu.lg.jp)

表1 水質基準検査項目及び検査頻度

区分	項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	検査頻度			
				浄水	原水		
人の健康に関する項目	病原生物	基01	一般細菌	100個/mL以下	月1回	年1回	
		基02	大腸菌	検出されないこと			
	無機物質 ・ 重金属	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回		
		基04	水銀及びその化合物	0.0005以下			
		基05	セレン及びその化合物	0.01以下			
		基06	鉛及びその化合物	0.01以下			
		基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下			
		基08	六価クロム化合物	0.02以下			
		基09	亜硝酸態窒素	0.04以下			
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下			
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下			月1回
		基12	フッ素及びその化合物	0.8以下			
	基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下				
	一般有機 化学物質	基14	四塩化炭素	0.002以下	年4回		
		基15	1,4-ジオキサン	0.05以下			
		基16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			
		基17	ジクロロメタン	0.02以下			
		基18	テトラクロロエチレン	0.01以下			
		基19	トリクロロエチレン	0.01以下			
		基20	PFOS及びPFOA	0.00005以下			
		基21	ベンゼン	0.01以下			
		消毒 副生成物	基22	塩素酸		0.6以下	年4回
	基23		クロロ酢酸	0.02以下			
	基24		クロロホルム	0.06以下			
	基25		ジクロロ酢酸	0.03以下			
	基26		ジブロモクロロメタン	0.1以下			
	基27		臭素酸	0.01以下			
	基28		総トリハロメタン	0.1以下			
	基29		トリクロロ酢酸	0.03以下			
	基30		ブロモジクロロメタン	0.03以下			
	基31		ブロモホルム	0.09以下			
	基32		ホルムアルデヒド	0.08以下			
水道水が有すべき性状に関する項目	色	基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年1回		
		基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下			
		基35	鉄及びその化合物	0.3以下			
		基36	銅及びその化合物	1.0以下			
	味 色	基37	ナトリウム及びその化合物	200以下			
		基38	マンガン及びその化合物	0.05以下			
	味	基39	塩化物イオン	200以下		月1回	
		基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下		年4回	
		基41	蒸発残留物	500以下			
	発泡	基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下			
	カビ臭	基43	ジェオスミン	0.00001以下		発生時期 に月1回	
		基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下			
	発泡	基45	非イオン界面活性剤	0.02以下		年4回	
	臭気	基46	フェノール類	0.005以下			
	基礎的 性状	味	基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3以下	月1回
基48			pH値	5.8以上8.6以下			
基49			味	異常でないこと			
基50			臭気	異常でないこと			
基51			色度	5度以下			
基52			濁度	2度以下			
クリプトスポリ ジウム対策	—	大腸菌(定量)	—	—	年4回		
	—	嫌気性芽胞菌	—				

表2 水質検査監視検査項目及び検査頻度

1 水質管理目標設定項目

検査項目(11項目)

No.	項目	目標値 (mg/l)	採水地点		検査頻度
			原水	浄水*	
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	●		年2回
2	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定)	●		
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	●		
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	●		
5	トルエン	0.4以下	●		
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	●		
7	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)		● *消毒副生成物のため	
8	抱水クロラール	0.02以下(暫定)		● *消毒副生成物のため	
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	●		
10	メチル-セブチルエーテル	0.02以下	●		
11	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	●		

2 農薬類 採水地点は「原水」

検査項目(23種類)

No.	農薬名	目標値 (mg/l)	検査頻度
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.06	年2回
2	2,4-D(2,4-PA)	0.02	
3	MCPA	0.005	
4	イソキサチオン	0.005	
5	イプフェンカルバゾン	0.002	
6	カルボフラン	0.0003	
7	クロロタロニル(TPN)	0.05	
8	シアノホス(CYAP)	0.003	
9	ジウロン(DCMU)	0.02	
10	ジクロベニル(DBN)	0.03	
11	シハロホップブチル	0.006	
12	シマジン(CAT)	0.003	
13	ダイアジノン	0.003	
14	チウラム	0.02	
15	トリクロピル	0.006	
16	トリクロルホン(DEP)	0.005	
17	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	
18	フィプロニル	0.0005	
19	フェントロチオン(MEP)	0.01	
20	フェントエート(PAP)	0.007	
21	プロベナゾール	0.03	
22	メチダチオン(DMTP)	0.004	
23	モリネート	0.005	